

2020年神奈川県私学教職員組合連合 統一要求書

2020年5月28日

殿

神奈川県私学教職員組合連合
執行委員長 長谷川 正利

貴殿の私学教育への御尽力に敬意を表します。

今年度、国の予算で年収590万円未満世帯の授業料実施無償化が実現し、神奈川県予算においては、学費補助制度の基準は「年収700万円未満世帯」まで引き上げられました。近隣の東京都が年収760万未満世帯から年収910万未満世帯まで授業料実質無償化を引きあげたことと比べますと、私立高校生に対する措置率において大きく見劣りしますが、2010年に国が高校無償化を始めて以来、この10年で私立高校生の学費負担は大きく改善されてきました。しかし、学費無償化が実現している国際的な水準に照らせば「折り返し地点」(全国私教連)に到達したにすぎず、国が国際人権A規約(13条2項b、c)の留保を撤回し国際的に約束した「学費の漸進的無償化」の早期実現を私たちは求めています。

こうした情勢のもと始まった今年度の矢先に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う「コロナ禍」が発生しました。学校においては3月初めからの臨時休校、さらには4月からの緊急事態宣言下での臨時休校と、年度末の卒業・終業、新年度の入学・始業に大きな支障が生じるとともに、それへの対応に追われました。緊急事態宣言の解除によって5月末または6月から学校再開となりますが、「新しい生活様式」のもと、普段の学校生活に戻るには、まだまだ時間がかかりそうです。

この間、私たちは「外出は自粛しても、要求は自粛しない」を合い言葉に、2020春闘をすすめてきました。そうした中で、私立学校に関わって明らかになったことが4点あります。

一つは、行政の意識における公私間格差は根強く、その是正に対して声をあげることの必要性です。4月23日の神奈川新聞で、県が補正予算で県立高校に通う生徒に対してオンライン授業を受けるに不可欠なWi-Fi整備の補助を行うと報道されました。私立学校はどうなるのかと私学振興課に問い合わせたところ「今回の補正予算に私学は含まれない。私学は学校毎に」というものでした。教育の機会を保障する家庭への補助ならば公私の差はないはずです。「私立高校生にも補助を」と私立中高校長会や県議会会派に働きかけ、職場の実態や要求をまとめた要請書を県に提出する中で見えてきたことは、そうした施策を講じる上で私立学校に対する財源が確保されていないことでした。国の第二次補正予算に向けた要望を県内選出国會議員全員に送付しましたが、「公教育私学」を支える公私間格差の是正は、まだ道半ばです。

二つめは、日本経済と家計の脆弱さです。今回の補償なき外出自粛に伴う経済活動の停滞は、すぐさま労働者の家計を直撃しました。緊急事態宣言が始まった4月のうちに、学校への学費相談を通じて経済的理由で退学を考えなければならない家庭の存在が露わになりました。経済的理由で学校生活を断念せざるを得ない—先進国の中で日本だけの現象ではないでしょうか。どんな危機であれ、危機を乗り越え、危機後の時代を創る若者を育てる教育が受けられないことは、あってはならないことです。安心して教育を受けられるためにも「学費の無償化」が求められています。

三つめには、子どもたちにとって学校生活がいかに大事かということです。臨時休校期間中、オンライン学習など各学校の工夫で「学習権の保障」が進められました。その上で子どもたちは「学校に行きたい」「学校で友だちに会いたい」「部活をしたい」等々の要求を口々にしました。そこには、同じ世代の仲間たちの中で、人間関係を築いて、切磋琢磨して、社会性を含めて成長したいという人間的な要求が読み取れます。教育再生実行会議等が「学習の個別最適化をめざす社会」を唱えています。この人間的な要求の実現こそ学校に求められる役割ではないでしょうか。学校再開後に検証していく必要はありますが、学校づくりの視点が垣間見えてきたのもこの間の出来事でした。

そして四つめには、専任教職員の増員を含む教育労働条件の改善が急務であることです。「コロナ禍」以前、各校における「働き方改革」は、制度的法的整合性の実現が急がれ、教育労働の実態を改善するにはほど遠い状況でした。神奈川私教連の春闘アンケートでも「健康状態」に不安をかかえる人の割合は減ることなくかえって増えており、そうした疲弊の中、今回の「コロナ禍」に直面しました。慣れないICTを使ったオンライン授業、生徒が登校できない中での生徒との面談、コミュニケーション等々でストレスをかかえる一方で、こうした対応が主に専任教員に求められており、専任率の低い学園では教員の負担が普段以上に増えています。公立学校より劣る教育労働条件で選ばれる私学づくりはすすめられません。また人類の感染症との戦いは、歴史を紐解けば、今回の「新型コロナウイルス」で終わるとは思えません。緊急時に見えた弱点こそ克服すべき課題です。「働き方改革」を制度的法的整合性で終わらせるのではなく、これを機会に各校における労働実態を真摯に見つめ、その改善を図っていくことが求められています。

春闘アンケートでは「学校存続」に対する不安も見逃せない結果でした。「コロナ禍」において、来年度の募集や、教員採用、賃金支払いに対する不安な声が寄せられており、学校存続に対する不安は高まっていると思われます。また、学校再開後、様々な困難、「新たな危機」が待ち受けていることが予想されます。子どもたちにとって安心・安全な学校づくりをすすめていく上でも、そうした不安や困難に対して労使共同であたっていくことを求めたいと思います。

以上のことを踏まえて、今年度の統一要求書は、「学費無償化時代」に入った神奈川私学で、各学園が持続可能な教育労働条件を実現するために欠かせない諸要求と、「コロナ禍」から子どもたち・教育・学校を守るための諸要求とで、以下のようにまとめました。どうぞ学園の発展、教育の発展をめざすため文書での回答をお願いいたします。

記

1. 「コロナ禍」から、子どもたち・教育・学校を守るための要求

(1) 家計急変児童・生徒を経済的理由で退学させない要求

- ①「授業料3ヶ月滞納で退学」といった一律機械的な対応をするのではなく、授業料の延納許可、県の家計急変学費補助制度の利用、学内の奨学金制度の創設・利用などを

- 通じて退学させない措置を講じ、児童・生徒が安心して通い続けられるようにすること。
- ②保護者から授業料に係る問題について気軽に相談できる窓口を作ること。

(2)オンライン授業・学習などを通じて「学びの保障」をすすめるための要求

- ①どの生徒もオンライン授業・学習が受けられるように条件を整備すること。
- ②オンライン授業・学習を24時間態勢とせず、勤務時間内で終わるよう教員の負担軽減のための措置を講ずること。

(3)修学旅行や海外研修旅行などのキャンセル料が発生した場合の要求

- ①家庭・保護者負担の軽減の観点で、国・県に対してキャンセル料を軽減する措置を要求すること。
- ②学校法人でキャンセル料を負担する場合、その負担を人件費や他の教育活動に転嫁しないこと。

(4)学校再開にあたり、「三密」を防ぐため衛生用品・保健環境の整備に関する要求。

- ①マスクの着用、手の消毒をすすめるため、それらの確保、環境整備を行うこと。
- ②教職員に対して、衛生用品の確保に学校として便宜を図ること。

(5)学校で発熱した児童・生徒に対して適切な対応を行うための要求

- ①学校として対応マニュアルを定め、責任の所在を明確にすること。
- ②児童・生徒に対応する場所を確保すること。
- ③保健に関わる養護教諭・職員の増員を図ること。

(6)これらの要求を実現する財源を確保する要求

- ①通常の学校運営に係る経常費に加えて「コロナ対策費」が増えることに対して、学園財政上の問題を作り出さないようにすること。
- ②適切な方法で、国・県に対して財源措置を要求すること。

(7)勤務条件や教育課程を変更する際に職場合意を求める要求

- ①学校再開にあたり、学校行事の中止・縮小、長期休業期間中の扱い、授業時間数確保のための措置、部活の運営指針などを決める場合、全教職員で難局を打開するため、一方的に決めるのではなく、職場合意を作る努力を怠らないこと。
- ②子どもの権利条約の意見表明権を踏まえ、再開された学校生活に対する子どもたちの学校や学びに対する要求を尊重すること。
- ③変更にあたっては長期的な見通しを持って検討しすすめること。

2. 神奈川県の間常費助成の国基準実現、私立高校生の学費無償化をいっそうすすめることを県に求め、私学を発展させていくための要求

(1)間常費助成国基準の実現、学費の無償化のいっそうの前進で私学助成の拡充を求めていく要求

- ①国・神奈川県に対して、私学助成が公教育私学の教育費であり、子どもたちの学ぶ権利を守るためにあることを主張して、「間常費助成の大幅増額の実現、授業料直接助成の拡充、施設整備助成の増額新設」などにより学費の無償化、私学教育の振興を強く求めること。

- ②神奈川県に対して、私学助成拡充の方向で予算編成させること。その際に、生徒一人あたり経常費補助額が、少なくとも国基準を達成することを求めること。更に公立学校経常費の二分の一になるように、標準的運営費方式の改善を求めること。
- ③今年度予算で減額した県単の学費補助予算を昨年度水準に戻させ、「年収700万円未満の授業料実質無償化」をさらに前進させ、措置率50%まで改善を求めること。
- ④神奈川県に対して、「経常費一部不交付」が私立学校振興助成法の趣旨に反する不当なことであること、教育現場に悪影響を与えることを踏まえ、「教育活動に関わる事件・事故や、教職員個人が起こした事件・事故」を「一部不交付取扱い要領」の対象から外すよう働きかけること。

(2)公費助成運動に対する協力・共同をすすめる要求

「神奈川私学助成をすすめる会」が行う公費助成運動に対して、以下の点での協力・共同を前進させること。

- ①署名簿や宣伝物の学内配布
- ②署名配布に際しての理事会、学校長からの添え書き
- ③私学助成をすすめる会に対する施設貸与
- ④私学のつどい、かながわスプリングフェスティバルへの参加と協力

3. 私学の教育づくり・学校づくりをすすめるための条件を整備する要求

(1)授業料と施設整備費等の金額、入学時納付金を見直す要求

- ①国の就学支援金が全額生徒に支給されるように、授業料が就学支援金より少ない場合は、学納金を授業料に一本化したり、施設設備費等を授業料に組み込んだりするなど、改善を図ること。
- ②対象家庭が県の入学金補助（非課税世帯20万円）を満額受給できるように入学時納付金を改めること。

(2)専任教職員以外の雇用形態にある教職員についての要求

- ①労働契約法を遵守し、無期雇用への転換を法令通り行えるようにすること。
- ②2020年4月改正の「パートタイム・有期雇用労働法」に則った対応をすること。
- ③専任教職員以外の雇用形態にある教職員の賃金並びに待遇の改善を図ること。

(3)よりよい教育をすすめるための教育労働条件改善の要求

- ①専任教職員の採用をすすめること。
- ②より良い教育をすすめるため、授業準備に充てる時間を確保し、多忙な状態にある職場環境を整備・改善すること。
- ③法令に定められている通り、週40時間を超える労働を改善し、少なくとも週一回の休日が取れるようにすること。
- ④有給休暇を取得しやすい労働環境を作ること。
- ⑤長期休業期間を利用した自主的な研修への参加を積極的に保障すること。

(4)多忙な教職員の働きに応える賃金についての要求

- ①賃金については定期昇給を4月支給給与より実施すること。更に積極的なベースアップを行うこと。
- ②一時金の改善を行うこと。

- ③公立賃金準拠校は、人事委員会勧告の内容に関わらず、独自賃金体系への移行を含め現体系を改善すること。

(5)安心して働けるための職場環境についての要求

- ①教職員の身分を守り、教育を安定的に発展させるために、いかなる理由があっても、一方的な解雇・身分変更・労働条件の変更を行わないこと。
- ②考課査定は導入しないこと。評価制度に公立学校で導入している処遇連動をしないこと。
- ③学校評価の実施に当たっては、学校評価と教員評価を連動させないこと。また勤務評定に利用しないこと。
- ④教職員の将来不安を解消し、安心して教育活動に専念できる終身雇用を守ること。
- ⑤高齢者雇用安定法に従い、法令の定める雇用条件に達していない学園では、定年を65歳まで引き上げる等の労使協議を早急に行うこと。
- ⑥パワハラ、セクハラがない、教職員が安心して働ける環境を整備すること。
- ⑦ストレスチェックの実施においては、法令で定められているように個人のプライバシーを守ること。また、その結果を職場改善に役立てること。
- ⑧健康不安が高まっていることを踏まえ、健康診断や人間ドックの受診に対する補助額を増やすとともに、受診しやすい職場環境を作ること。また私学共済に対して、人間ドックの補助が2年に1回になったことの撤回を要求すること。
- ⑨インフルエンザなど各種予防接種に対して学園として補助を行うこと。

(6)全教職員が気持ちよく力を発揮できるようにするための要求

- ①学校運営に関しては、職員会議、学年会議、教科会議並びに分掌会議などの意見を尊重し、一方的な押しつけを行わないこと。
- ②教職員の採用人事・人事配置に関しては、明瞭かつ公正に行うこと。

(7)18歳選挙権に関わる要求

- ①18歳選挙権の行使に関わり、生徒の政治活動に関しては、子どもの権利条約にそって権利として認めること。
- ②主権者教育をすすめる教育実践の自由を認めること。

(8)学園財政に関わる要求

財務諸表、事業報告書の小項目にわたるまで全面的に公開すること。

(9)教員免許更新に関わる要求

私たちは教員免許更新制に反対の立場をとっています。しかし実施に際しては、以下のことを要求します。

- ①免許更新講習に参加する時間の保障をすること。とりわけ今年度は、夏休みの短縮、夏休み中の授業実施によって受講に支障が出ると考えられますので、格段の配慮を求めます。
- ②免許更新に要する費用を学校が負担すること。

以上